特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０８１号
東京都豊島区池袋２丁目63番７号
清算株式会社　株式会社イケブクロ
代表清算人　内海　雅秀
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１号
神戸市西区平野町中津277
清算株式会社　東洋アルミ工業株式会社
代表清算人　奥山　健一
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所明石支部

平成２５年（ヒ）第２号
神戸市西区玉津町高津橋513番地
清算株式会社　東洋住宅サービス株式会社
代表清算人　奥山　健一
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所明石支部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０８９号
東京都世田谷区下馬１丁目21番８号コート下馬303号室
清算株式会社　株式会社鈴木茶業
代表清算人　鈴木　忠廣
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という。）とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
3　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、特別清算開始申立代理人事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は協定債権者の負担とする。）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３、１にて定義する関係者債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権の弁済
一般債権の弁済は、本協定認可決定確定日から10営業日以内に、清算株式会社の全資産の換価により得た金員から、公租公課その他一般の優先権のある債権等に対する弁済原資を控除した後の金額を弁済原資として、別表弁済表「債権額」記載の債権額に応じて按分した、別表弁済表「弁済額」記載の額を一般債権者に弁済する。
⑵　一般債権の免除
一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、別表弁済表「債権額」記載の一般債権の債権額に応じて按分した額を、一般債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては上記⑵による免除の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
1　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、鈴木忠廣及び鈴木優子が有する債権をいう。
2　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて免除する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２号
鹿児島県南さつま市加世田津貫21380番地
清算株式会社　株式会社朝日
代表清算人　岩元　　明
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者に対し、全ての所有資産の換価を了した後１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額（以下、「配当原資」という。）を、以下の方法により弁済する。
ア　配当実施日時点における協定債権元本額に、中間配当的弁済として既に弁済した金額を持ち戻し、配当額算出の基礎とする「基準債権額」を算定する。
なお、協定債権元本額は、開始時債権元本額から、清算株式会社資産に設定された担保権及び連帯保証人からの回収額を控除した額とする。
イ　配当原資に、中間配当的弁済として既に弁済済みの金2989万7155円（全額弁済した少額債権者４名への弁済金を除く。）を加算した金額を、各協定債権者の「基準債権額」に応じ、金20万円以下の部分は100％、20万円を超える部分の債権については按分して、配当額を算出する。
ウ　前号により算出された各協定債権者の配当額から、中間配当的弁済として既に弁済済みの金額をそれぞれ控除した金額を、最終配当として弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権元本額から当該弁済額を控除した残額及び利息損害金につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第１項と同様の計算方法により弁済金額を算出し、弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
4　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
以上
鹿児島地方裁判所知覧支部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
茨城県古河市中央町１丁目３番36号
再生債務者　株式会社大川食品
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年５月２日から平成25年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再）第１号
神奈川県鎌倉市上町屋524―３
再生債務者　株式会社ビバリーライフ
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年５月９日から平成25年５月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再）第１号
愛知県春日井市稲口町４丁目３番地１　メダリオン春日井Ⅲ３―Ｂ号
再生債務者　岩崎　伸哉
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年４月24日から平成25年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第２号
福島県郡山市富田町字町西44番地の８
再生債務者　株式会社スタンドサービス
特別調査期間　平成25年４月２日から平成25年４月16日まで
平成25年３月７日　福島地方裁判所郡山支部